

耕作放棄地の再生利用を応援します！

金ヶ崎町耕作放棄地 解消対策事業補助金

金ヶ崎町では、耕作放棄地を再生し有効利用するための取組みに対し補助金を交付します。

取組みの実施及び補助金の交付を希望する方は農業委員にご相談ください。



交付対象者

- ①町内に所在する自治会又は営農組織
- ②農業者個人又は農地所有適格法人※

※耕作放棄地を3年以上借り受け、もしくは所有権を取得した場合に限る

交付対象事業及び補助額

- ①耕作放棄地の除草及び障害物の除去作業

10,000円／10a （1回限り）

- ②耕作放棄地の深耕、整地及び作付け作業 ※①を同一年度又は前年度までに実施した場合に限る

10,000円／10a （1回限り）

令和7年度から
見直しされて
使いやすくなったね



耕作放棄地の要件

耕作放棄地とは、次のいずれにも該当する農地とします。

- ①1年以上耕作又は管理がされていない町内の農地
- ②所有者が不明若しくは町内に不在又は所有者に耕作の意思がない農地
- ③金ヶ崎町農業委員会の調査において、耕作放棄地と認めた農地

【問合せ先】金ヶ崎町農業委員会事務局 農地係

〒029-4592 金ヶ崎町西根南町22-1 TEL：42-2111 内線：2233